

みなし登録電気工事業の変更届に必要な書類

※郵送ではなく窓口において届出をされる場合は、事前にご連絡ください。

提出書類	個人	法人
電気工事業に係る変更届出書 様式第19（第25条）	○	○
建設業許可証の写し	△（※1）	△（※1）
履歴事項全部証明書（写し可、3ヶ月以内のもの）	—	△（※2）
誓約書（主任電気工事士用）	△（※3）	△（※3）
雇用証明書	△（※4）	△（※4）
正規雇用であることが分かる公的書類の写し（保険証など）	△（※3）	△（※3）
電気工事士免状の写し	△（※5）	△（※5）
（第一種電気工事士の場合）講習受講歴の写し	△（※6）	△（※6）
（第二種電気工事士の場合）実務経験証明書（3年以上）	△（※7）	△（※7）
（第二種電気工事士の場合）登録電気事業者登録証又は電気工事業開始届出受理通知の写し	△（※8）	△（※8）
備付器具調書	△（※9）	△（※9）
測定機器貸出承諾書	△（※10）	△（※10）
備付器具調書に記載した器具の番号等が分かる写真又は現物（借用器具を含む）	△（※9）	△（※9）
営業所位置図	△（※11）	△（※11）
店舗見取図（平面図）	△（※11）	△（※11）
<p><届出が必要となる変更事項> 建設業の許可更新、氏名又は名称、代表者名、届出者住所、営業所の所在地、営業所名、営業所の増設、電気工事の種類、主任電気工事士（免状の種類含む）、届出行政庁 ※役員の変更は届出不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（※1）建設業許可の更新・変更に伴う変更届出の場合に提出が必要です。 ・（※2）営業所所在地の変更、代表者の変更等、法人格に係る変更が生じた際には提出が必要です。 <u>※建設業許可の更新に伴う変更届出の場合に提出が必要です。</u> ・（※3）主任電気工事士を変更する場合、建設業の許可の更新に伴う変更届出の場合に提出が必要です。 主任電気工事士が届出者本人又は役員の場合は提出不要です。 ・（※4）主任電気工事士を変更する場合に提出が必要です。建設業の許可の更新に伴う変更届出の場合、主任電気工事士が届出者本人又は役員の場合は提出不要です。 ・（※5）主任電気工事士を変更する場合、建設業の許可の更新に伴う変更届出の場合に提出が必要です。 ・（※6）電気工事士免状が第一種の場合、講習受講歴のコピーの提出が必要です。 ・（※7）主任電気工事士が変更される場合で、且つ新しく選任される主任電気工事士が第二種の場合、3年以上の実務経験証明書の提出が必要です。 ・（※8）実務経験証明書の証明者が佐賀県以外の登録電気事業者の場合、提出が必要です。 ・（※9）建設業許可の更新に伴う変更、電気工事の種類の変更、営業所の追加の場合提出が必要です。 ・（※10）電気工事の種類を変更される場合提出が必要です。 （例>「一般用電気工作物」のみであったものを「一般用電気工作物及び自家用電気工作物」に変更される場合など）で、「継電器試験装置」及び「絶縁耐力試験装置」を借受されている場合に提出が必要です。 <u>※建設業許可の更新に伴う変更届出の場合に提出が必要です</u> ・（※11）営業所の所在地が変更になった場合に提出が必要です 		

※提出先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課 保安担当

TEL : 0952-25-7027

Mail : kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

× 受付印	
× 届出番号	第 号

電気工事業に係る変更届出書

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

〒

住 所

氏名又は名称

法人にあっては
代表者の氏名
連絡先電話番号

電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日 佐賀県知事許可()第 号

2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日

令和 年 月 日

4 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

【申請情報について】

お預かりした情報は、佐賀県情報公開条例第5条に基づく開示請求の対象となる場合があります。